

西宮市建築・開発指導部における資料の複写取扱要綱

(平成23年3月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市都市局建築・開発指導部における資料の複写に関して、必要な事項を定める。

(写しの申込)

第2条 資料の写しを希望する者は、「西宮市建築・開発指導部資料複写申込書」に必要な事項を記入の上、所属長の承認を受けなければならない。

2 所属長は、次に掲げる場合は、前項の規定による申込みを拒否することができる。

- (1) 法令等で、交付を規定された文書等の複写を申込みされたとき。
- (2) 法令等により、保護された著作権の権利を侵害すると認められるとき
- (3) 複写により資料に損傷をきたすおそれのあるとき。
- (4) 技術的に複写が困難なとき。
- (5) 交付した写しが営利等で使用されるおそれがあるとき。
- (6) 所属長が写しを交付することが不相当であると認めたとき。

(複写料)

第3条 第2条第1項の規定により、交付の承認を受けた者は、交付に係る複写料を支払わなければならない。

2 複写料は西宮市情報公開条例施行規則(昭和62年西宮市規則第1号)第7条に準じ、1面10円(白黒A3まで)とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、写しの交付に関する事務について必要な事項は、別に所属長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から実施する。